

アイヌの人々について

古くから日本には様々な文化がありました。形を変えて今日まで続いている文化もあれば、すでになくなったり、継承が難しくなったりしている文化もあります。また新たな文化も生まれつつあります。

「文化芸術の振興に関する基本的な方針」（平成27年5月22日閣議決定）によれば、「文化芸術は、最も広義の『文化』と捉えれば、人間の自然との関わりや風土のなかで生まれ、育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観等、およそ人間と人間の生活に関わる総体を意味する。」とあります。

修学旅行などで訪れることが多い北海道や東北地方は、アイヌの人々が暮らしてきた地であり今でもアイヌの人々が関わってきたものは日本全国で確認することができます。しかし、明治時代より政府はアイヌの人々に対して、日本文化への同化政策を行ってきました。これまで培ってきた文化を強制的に変えさせられたアイヌの人々はどのような思いだったのでしょうか。ここではアイヌの人々の文化の一部を知り、私たちができることを考えていきましょう。

ワーク1

「アイヌ」とは、アイヌ語で「ひと」という意味です。私たちが使用している「ラッコ」や「トナカイ（トウナカイ）」はアイヌ語から日用語として使われるようになった言葉です。他にも北海道を中心に地名や動物の名前にアイヌ語が由来となった言葉があります。「知床」の地名の由来は、アイヌ語の「シレトク」シリ（大地）・エトク（先端）です。

アイヌの人々が話すアイヌ語は、北海道や樺太、千島、東北北部で話されてきた言葉です。アイヌ語は日本語の方言ではなく、全く別の言語です。今のところアイヌ語は、日本語だけでなく、世界の他のどの言語とも系統関係（親戚のような関係）があるとの証明はされていません。かつては口頭でのみ使われてきましたが、現在は従来のカタカナにはない文字「ト」「ク」「プ」「ハ」なども使いながら工夫して表記されています。

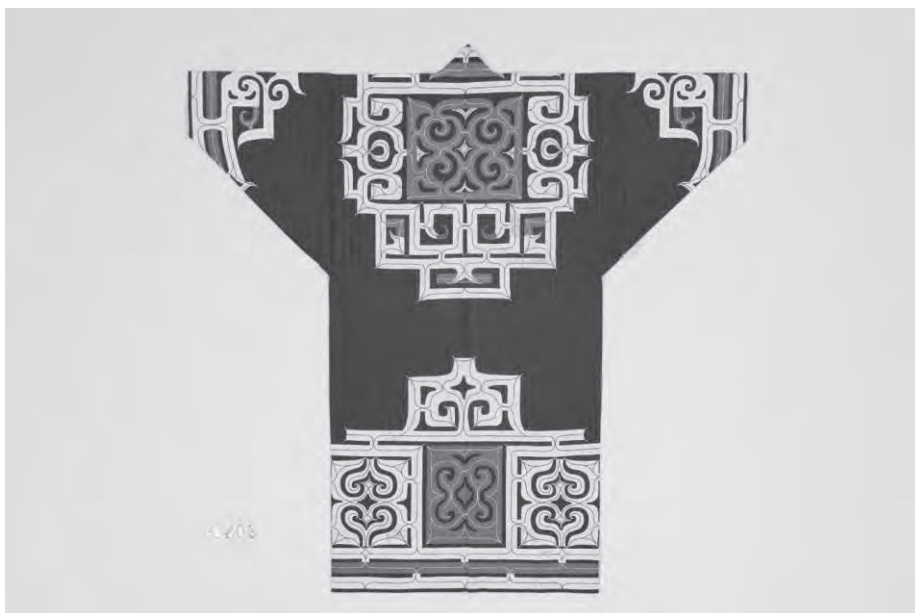
アイヌ語は2009（平成21）年、ユネスコにより「消滅の危機にある言語」とされました。「消滅の危機にある言語」とは、その言葉を話す人が少なくなり、伝承もされず、このままでは失われてしまうかもしれないという状況にある言語ということです。アイヌ語もその1つとされていますが、現在アイヌ語を話せるように勉強している人や北海道内のバスの車内アナウンスでアイヌ語を活用したり、学校教育にアイヌ語を組み込んだりするなど、“生きた言語”としての復活活動も盛んにおこなわれています。

「ラッコ」や「知床」のように、アイヌ語がもとになっている言葉を調べて書き出しましょう。そして、班で共有しましょう。

ワーク2

アイヌの人々は、人間を含め、生き物や自然にあるものだけでなく、日常生活で使う道具などすべてのものに魂があると考えてきました。なかでも、動植物など人間にとって役立ち、また、病気など人間の力ではどうすることもできないものを「カムイ（いわゆる神）」と考えてきました。アイヌの人々の衣服は、動物の毛皮や、樹皮から糸を作って織られたアットウシなどがありました。木綿が使われるようになると、地域によ

って特徴の異なる刺繍が施された衣服が作られるようになりました。衣服には、刺繍や継ぎ布などで渦巻き文や括弧文と呼ばれるアイヌ文様が施されています。



アイヌ文様の一例（国立アイヌ民族博物館収蔵）

令和2年7月に、アイヌ文化の復興・創造の拠点として、北海道白老郡白老町に「民族共生象徴空間」（通称：ウポポイ）が開業しました。ここは、アイヌの暮らしや伝統芸能を様々な視点から体感することができる場となっています。

「民族共生象徴空間」（通称：ウポポイ）の中にある「国立アイヌ民族博物館」の展示物から、アイヌの人々の暮らしについて調べ、現在の暮らしと異なることや現在にも通じることを書き出しましょう。

<現在の暮らしと異なること>

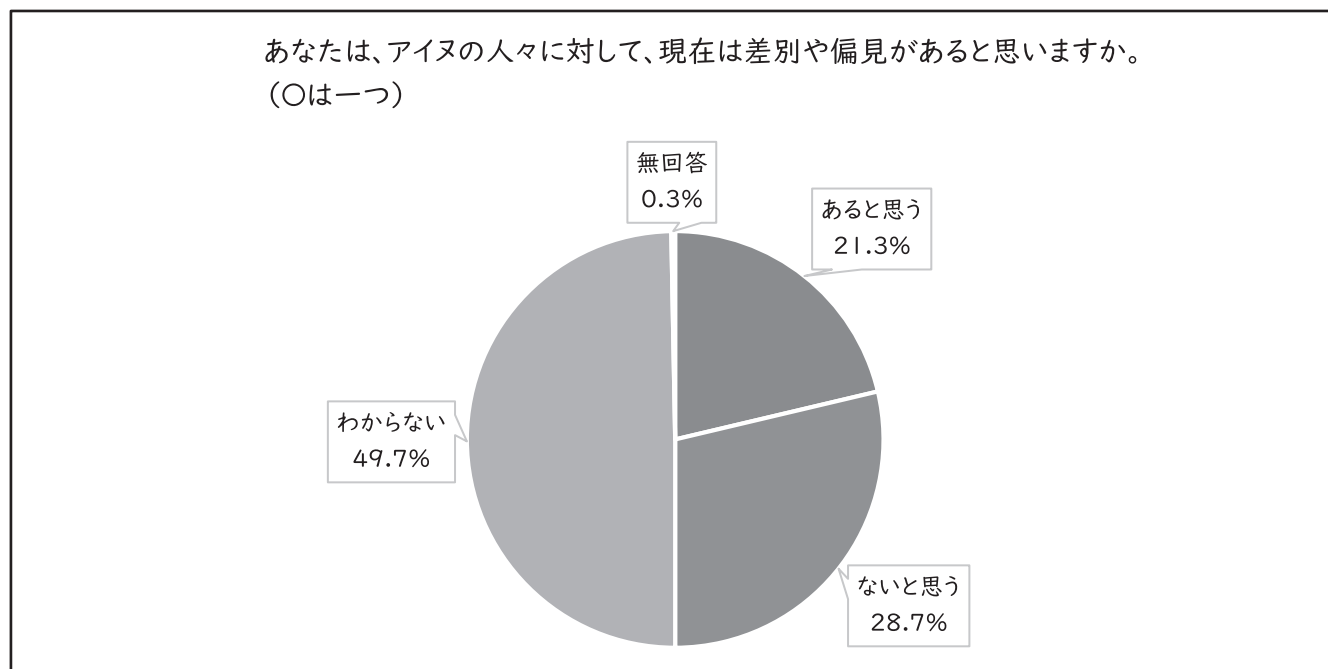
<現在にも通じること>

<アイヌの人々の歴史>

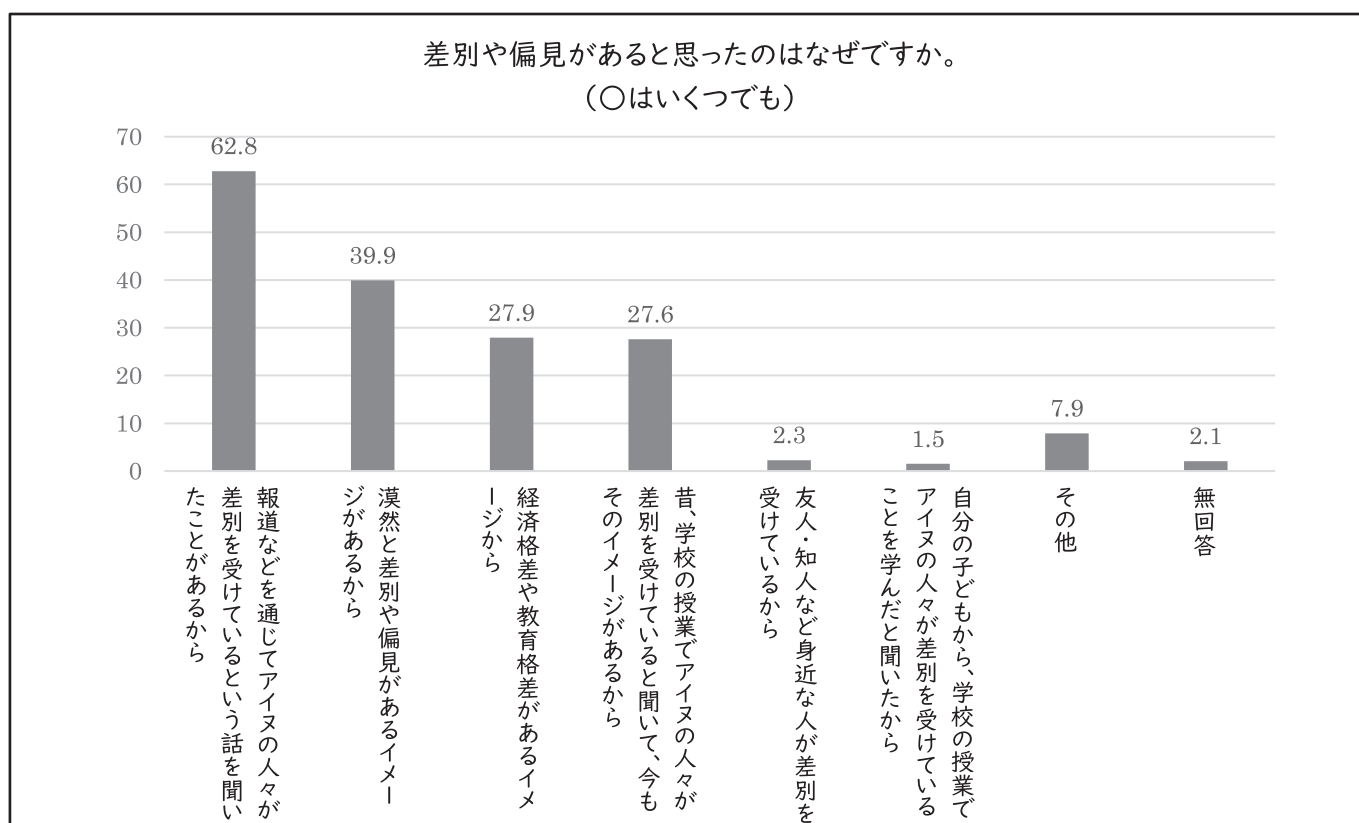
鎌倉時代、盛んに交易を行っていたアイヌの人々は、室町～江戸時代に和人（アイヌ以外の日本人の自称）との戦いに敗れ、和人の経済体制下におかれました。明治時代に入ると、明治政府が開拓使を設置し、「蝦夷地」を「北海道」に改称、アイヌの人々を「平民」に編入し、「旧土人学校」（アイヌ学校）を各地に設立、日本語習得を義務化しました。その後、開拓使はアイヌ民族の呼称を「旧土人」に統一し、1899年に「北海道旧土人保護法」を公布し、和人への同化政策を強化しました。先住民族の権利を認める動き、国際的な動き等から、1997年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が公布され、令和元年5月に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」では、アイヌの人々は日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族としています。

ワーク 3

次の表は、令和4年11月に内閣府が行った「アイヌに対する理解度に関する世論調査」の結果をグラフにしたものです。



※ 「アイヌに対する理解度に関する世論調査」の集計表 問2の結果を円グラフで表記。



※ 「アイヌに対する理解度に関する世論調査」の集計表 問3の結果を横に並び替え表記。

2つのグラフやこれまで調べてきたことから、アイヌの人々について課題だと思うことを班で共有し、お互いを尊重し合うためにできることを書き出しましょう。

<課題だと思うこと>

<お互いを尊重するためにできること>

解説 アイヌの人々について

1 ねらい

アイヌの人々は、アイヌ語や伝統的な儀式・祭事、「ユカラ」などの多くの口承文芸等、独自の豊かな文化をもっているが、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にある。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上での重要な基盤が失われつつある。その一方、「民族共生象徴空間」（通称：ウポポイ）の開業や学校教育におけるアイヌ語の取組、物産展などでの工芸品の販売など、様々な形でアイヌ文化を継承し広めていこうとする動きもある。このような中で近年、民族や人種、国籍を理由に暴言、侮辱及び差別的言動を行い、個人または集団の尊厳を害する“レイシャル・ハラスメント”が深刻化している。

ここではアイヌの人々の文化の一部を取り上げ、歴史についてふれながらお互いを正しく理解し合い、尊重し合う姿勢を養っていきたい。

2 進め方

展開例（50分 3～4人の班を作る）

学習活動	指導上の留意点
1 ワーク1（15分） ①アイヌ語がもとになっている言葉を調べて書き出す。 ②言葉について、班で共有する。	・言葉を調べるなかで、アイヌの人々が何を大切にしていたかを考え、気づくように促す。
2 ワーク2（15分） 「国立アイヌ民族博物館」を調べ、アイヌの人々の暮らしについて書き出す。	・歴史的背景にふれながら、アイヌの人々の文化や暮らしについて、「現在とは異なること」「現在に通じること」に気づくように促す。
3 ワーク3（20分） グラフから課題だと思うこと、お互いを尊重するためにできることを書き出し、班で共有する。	・歴史的背景や現在問題となっていることにも言及しながら、まずはお互いを理解することの大切さなどに気づくよう促す。

3 解説

ワーク1について

私たちもよく耳にする「知床（シレトコ）」や「稚内（ワッカナイ）」、「ラッコ」、「トナカイ」、「シシャモ」など、アイヌ語が由来となっている言葉は、現在も使われている。地名や動物の名前などから、アイヌ語が私たちの生活にいかに根付いているか、アイヌの人々がどこでどのような生活を送ってきたかを知る機会としたい。必要に応じて、参考資料「平取町でのアイヌ語学習の取り組みとアイヌ語公用語化への展望」を参照し、言葉や文化を継承するために現在取り組まれていること、世界でも取り組まれている継承するためのヒントなどを伝えたい。

ワーク2について

アイヌの人々には、自然界すべてのものに魂が宿るとされている精神文化があり、祭りや家庭での行事などに踊られる「古式舞踊」、独特の文様による刺繍、木や魚の皮などを使った工芸品など、固有の文化を発展させてきた。これらは山などの森羅万象を信仰や畏怖の対象とした古代日本の精神世界など

の文化と通ずるものがある。ここでは国立アイヌ民族博物館に所蔵されているアイヌ文様を例に挙げて、アイヌの人々のかつての暮らしや歴史について考える機会としたい。さらにアイヌの人々の歴史についてもふれ、アイヌの人々が置かれてきた状況について考えながら文化の継承について気づいたり考えたりする機会としたい。

ワーク3について

令和4年11月に内閣府が行った世論調査から、回答者の半数近くが現在は差別や偏見があるか「わからない」と回答し、約3割が現在は差別や偏見が「ない」と答えていること、「ある」と回答した人は差別を受けているという話を聞いたり、漠然と差別や偏見があることを認識したりしていることが読み取れる。

アイヌの人々は、日本語習得を義務化されるなど、これまで培ってきた習慣が禁止され、差別があるから親から子へ文化や言語を継承しない、あるいは生活に追われて文化を継承することが難しかった経緯がある。その経緯にふれながら、アイヌの人々が受けてきた差別の実態に目を向け、文字をもたない＝学力がないなどの誤った認識を問いただし、正しく文化を理解しようとする姿勢や課題解決思考を身に付けさせたい。

<引用文献等>

- ・文化庁ウェブサイト「文化芸術の振興に関する基本的な方針」平成27年5月22日閣議決定
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/hoshin/kihon_hoshin_4ji/index.html
- ・「国立アイヌ民族博物館」ウェブサイト よくある質問－アイヌの歴史・文化の基礎知識
<https://nam.go.jp/inquiry/>
- ・「アイヌと自然デジタル図鑑」月刊シロロ4月号
<https://ainugo.nam.go.jp/siror/monthly/201704.html>
- ・「アイヌに対する理解度に関する世論調査」内閣府、令和4年11月調査
<https://survey.gov-online.go.jp/hutai/r04/r04-ainu/>
- ・「アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう」法務省
https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken05_00004.html

<参考資料>

- ・「公益財団法人アイヌ民族文化財団」ウェブサイト
<https://www.ff-ainu.or.jp>
- ・「公益社団法人北海道アイヌ協会」ウェブサイト
<https://www.ainu-assn.or.jp/>
- ・「平取町でのアイヌ語学習の取り組みとアイヌ語公用語化への展望」関根健司 令和2年
https://www.jstage.jst.go.jp/article/jies/26/0/26_127/_pdf/-char/ja
- ・「人権教育リーフレット アイヌの人々の人権」大阪府教育センター
https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/leaflet/pdf/leaflet_ainu.pdf
- ・内閣府「アイヌ政策」（アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律）
<https://www8.cao.go.jp/ainu/index.html>
- ・「ウアイヌコロ宣言」公益財団法人アイヌ民族文化財団 令和6年
https://www.ff-ainu.or.jp/web/overview/files/racial_harassment.pdf